

○平成29年改正条例附則第4項の規定による給料に関する規則

〔平成29年3月31日〕
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、平成29年改正条例において使用する用語の例による。

(平成29年改正条例附則第4項の規則で定める職員)

第3条 平成29年改正条例附則第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第2号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年規則第8号）第31条、職員の育児休業等に関する条例（平成5年条例第1号）第8条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第2号において同じ。）をされたもの
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - エ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第3号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は第28条の5

第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第3条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第4号において同じ。)をした職員

- (6) 切替日以降に組合長の承認を得てその号給を決定された職員(組合長の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成29年改正条例附則第5項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成29年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

- (1) 降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号をした後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額
- (2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)又は切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成29年改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年条例第18号。次号において「改正前の給与条例」という。)別表の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

- (4) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用職員異動をした後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替

日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動をした後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動をした後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(5) 組合長の承認を得てその号給を決定された場合又は組合長の定めるこれに準ずる場合 組合長の承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が組合長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成29年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（平成29年改正条例附則第6項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（切替日以降に、国家公務員、地方公務員その他組合長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（組合長の定める職員にあつては、組合長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に同一の給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成29年改正条例附則第6項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第6条 平成29年改正条例附則第4項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第7条 平成29年改正条例附則第4項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合に他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ組合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。